

京都市公共工事競争入札有資格者格付要領

制定 平成14年5月31日

改正 平成16年5月26日 平成18年5月30日 平成19年5月31日 平成20年5月30日
平成21年3月27日 平成21年6月1日 平成22年5月25日 平成23年5月18日
平成24年5月22日 平成26年8月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定による格付（予定価格に対応した等級に区分することをいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(格付をする工事種別)

第2条 格付は、次に掲げる工事種別（以下「格付対象工事種別」という。）ごとに行うものとする。

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 造園工事
- (7) 解体工事

(格付の種別数)

第3条 格付は、一の格付対象者につき一の格付対象工事種別の格付をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土木工事及び建築工事については、一の格付対象者につき双方の工事種別について格付をすること（以下「2種目格付」という。）ができる。

(格付の対象者)

第4条 格付は、次に掲げる条件のいずれにも該当することとなった日から格付をしようとする期間の前日までの期間が連続して3年を超える者（以下「格付対象者」という。）について行うものとする。ただし、格付をする必要又は効果が少ないと認められるときは、格付をしないことがある。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）において、格付しようとする工事種別（2種目格付をしようとする場合にあっては、土木工事又は建築工事のいずれかの工事種別）に登載されていること。
- (2) 本市に本店又は主たる事業所を有すること。
- (3) 第2条第4号については、本市の指定給水装置工事事業者（京都市水道事業条例第3条第3項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。）及び本市の指定下水道工事事業者（京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事事業者をいう。）であること。

(格付の方法)

第5条 格付は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 格付対象工事種別ごとに、格付対象者に、要綱第3条第1号に規定する経営事項（以下

「経営事項」という。)及び同条第2号に規定する本市評価事項(以下「本市評価事項」という。)について次条に定めるところにより算定する総合点数を付与する。

(2) 格付対象工事種別ごとに、総合点数の高い順(同点の場合は、本市における1件最高施工額の順)に、格付対象者を要綱別表1に定める等級に格付をする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、格付対象者が次の各号に掲げる条件を満たさないときは、当該各号で定める等級以上の等級に格付をしない。

(1) 格付対象工事種別に応じ次の表で定める等級の格付対象者は、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可(次表において「許可」という。)を受けていること

格付対象工事種別	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
許可の必要な等級	C等級以上		B等級以上			A等級以上

(2) 格付対象者の建設業法第26条第2項に規定する監理技術者の数が、格付対象工事種別に応じ等級ごとに次の表で定める数に達していること

格付対象工事種別	A等級	B等級	C等級
土木工事	5名	2名	1名
建築工事	5名	2名	1名
電気工事	2名	1名	
管工事	2名	1名	
舗装工事	2名	1名	
造園工事	2名		

(総合点数の算定方法)

第6条 総合点数は、経営事項について算定した点数及び本市評価事項について算定した点数の合計点数とする。

2 経営事項の点数は、格付対象工事種別に応じた工事の種類に係る建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(格付しようとする年度の開始の日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降において審査を受けたものに限る。以下「経営事項審査」という。)を受け、国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評価値とする。

3 本市評価事項の点数は、第1号から第3号まで及び第5号に定めるところにより算定された点数の合計点数から第4号に定めるところにより算定された点数を減じた点数とする。

(1) 要綱第3条第2号アに規定する平均工事成績に対する点数は、平均工事成績から60点を減じて得られる数に5を乗じた数とする。ただし、平均工事成績が60点以下の場合の点数は0点とする。

(2) 要綱第3条第2号イに規定する本市1件最高施工額に対する点数は、次の表により算定するものとする。

1件最高施工額	点数
5億円以上	200
4億円以上5億円未満	185
3億円以上4億円未満	170
2億円以上3億円未満	155
1億円以上2億円未満	140
9,000万円以上1億円未満	130
8,000万円以上9,000万円未満	120
7,000万円以上8,000万円未満	110

6,000万円以上7,000万円未満	100
5,000万円以上6,000万円未満	90
4,000万円以上5,000万円未満	80
3,000万円以上4,000万円未満	70
2,000万円以上3,000万円未満	60
1,000万円以上2,000万円未満	50
900万円以上1,000万円未満	45
800万円以上900万円未満	40
700万円以上800万円未満	35
600万円以上700万円未満	30
500万円以上600万円未満	25
400万円以上500万円未満	20
300万円以上400万円未満	15
200万円以上300万円未満	10
100万円以上200万円未満	5
100万円未満	0

- (3) 要綱第3条第2号ウに規定する継続年数に対する点数は、次の表により算定するものとする。

継続年数	点数
51年以上	50
41年以上51年未満	40
31年以上41年未満	30
26年以上31年未満	25
21年以上26年未満	20
16年以上21年未満	15
11年以上16年未満	10
6年以上11年未満	5
4年以上6年未満	3
4年未満	0

- (4) 要綱第3条第2号エに規定する参加停止期間に対する点数は、停止期間1月について10点とする。ただし、360点を限度とする。
- (5) 要綱第3条第2号オに規定する市長が必要と認める事項とその点数は、次の表のとおりとする。

事 項	点 数
公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりISO9000シリーズの認証を取得している者	10
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第4号に規定する組合であつて、官公需適格組合として中小企業庁の官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を受けた組合	10
特定非営利活動法人KES環境機構又は同機構と相互認証をしている団体によるKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証を取得している者又は公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりISO14000シリーズの認証を取得している者	10
「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に規定する障害者雇用率を達成している者	10

本市又は京都府と災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者	10（本市との協定）又は5（京都府との協定）
「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出を行っている者	5
格付対象工事種別に応じた次のいずれかの国家資格を有する女性の技術者を雇用している者 ア 建設業法第27条第1項の規定による技能検定に合格した者 イ 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者 ウ 建築士法第4条第1項の規定による一級建築士若しくは同条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士（建築工事に限る。）	5
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する責任者を選任し、当該責任者に同条第2項に規定する講習を受講させている者	10

（2種目格付をするときの総合点数の計算方法等）

第7条 2種目格付（格付対象者について、格付しようとする期間の初日の前日（以下「旧格付判定日」という。）において、既に土木工事又は建築工事のいずれか一方の工事種別に格付をしている場合に限る。以下この条において同じ。）において新たに格付しようとする工事種別（以下「追加格付種別」という。）について第6条に規定する総合点数の計算を行おうとするときは、同条第3項第1号に規定する平均工事成績及び同項第2号に規定する本市1件最高施工額に対する点数は、同条第1項に規定する総合点数に加ええないものとする。

2 追加格付種別について、第5条、第6条及び前項の規定により等級を定めようとする場合において、要綱別表1において定める当該等級の予定価格の範囲（以下「発注標準」という。）の下限の金額が、追加格付工事種別に係る格付対象者の年間平均完成工事高（経営事項審査を受け、国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の27の規定により通知を受けた経営規模等評価の結果の通知によるものに限る。）を上回るときは、これらの規定にかかわらず、発注標準の下限の金額が当該年間平均完成工事高を下回る等級に格付をするものとする。

（最初の格付の等級）

第8条 旧格付判定日において次の表の左欄に掲げる場合に該当する格付対象者について、新たに同表中欄に掲げる格付対象工事種別に格付しようとするときは、それぞれ同表右欄に掲げる等級に格付をするものとする。

いずれの格付対象工事種別にも格付をしていない者	土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事又は解体工事に格付しようとするとき（2種目格付をしようとするときを含む。）。	第5条及び第6条の規定にかかわらず、格付しようとする格付対象工事種別ごとに要綱別表1において定める等級のうち最も低い予定価格の範囲に係る等級
土木工事又は建築工事のいずれか一方に格付をしていた者	追加格付種別に格付しようとするとき。	第5条から第7条までの規定により定めた等級

(格付の見直し)

第9条 格付は、1年ごとに見直す。

- 2 等級の区分(以下「等級区分」という。)は、格付対象工事種別ごとに、直前2年間の等級区分に対応した発注率の分布状況により、変更することがある。
- 3 見直し後の格付(以下「新格付」という。)において、見直し前の格付(以下「旧格付」という。)よりも上位又は下位の等級に格付をする場合は、1等級に限り直近上位又は直近下位に格付をする。ただし、第5条第2項に規定する条件を満たさないため下位に格付をする場合及び第6条第3項第4号の規定により算定した点数を減じることによって下位に格付をする場合を除く。
- 4 前項本文の場合において、第2項の規定により等級区分を変更するときは、旧格付の等級に相当する新格付の等級の直近上位又は直近下位に格付をする。
- 5 新格付の期間の初日前5年間に於いて、旧格付の等級に属する者又は等級区分に代えて順位付けを受けていた者を対象として行われた競争入札の落札実績がないときは、新格付において上位の等級に格付をしない。

(格付の申請)

第10条 第3条の規定により格付をするとき、又は第9条第1項の規定により格付を見直すときは、格付対象者は、市長が定める期日までに、必要な書類を添えて格付の申請を行わなければならないものとする。

- 2 第3条第2項の規定による2種目格付を受けようとする者は、前項の規定による申請において、その旨明らかにしなければならない。

(格付の審査)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容について審査し、その者について第5条から第9条までに規定する方法により総合点数を算定し、格付をするものとする。

(格付の有効期間)

第12条 格付の有効期間は、当該格付を決定した日の翌日から次の格付の決定の日までとする。

(格付の公表)

第13条 この要領により審査のうえ決定した格付については、本人に等級及び総合点数を通知するとともに、競争入札有資格者名簿に等級を記載し、行財政局財政部契約課において閲覧により公表するものとする。

- 2 公表の期間は、格付の有効期間とする。

(苦情の申出)

第14条 前条第1項の規定により等級及び総合点数の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日(京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を含む。)以内に、市長に対し、文書により当該等級又は総合点数の内容について説明を求めることができる。ただし、この要領に定める算定方法その他の基準自体に不服があることを根拠に説明を請求することはできないものとする。

- 2 前項の文書には、請求者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)、請求の対象となる請求者の等級又は総合点数、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

(苦情の申出の却下)

第15条 市長は、苦情の申出の期間の徒過その他客観的かつ明白に申出の適格を欠くと認められるときは、その申出を却下することがある。

(苦情の申出に対する回答)

第16条 前条の規定により苦情の申出を却下する場合を除き、市長は、苦情の申出があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

(協議による解決)

第17条 等級又は総合点数に不服がある者は、直ちに前3条に定める手続によらざるを得ないと認められるときを除き、まず、行財政局財政部契約課の職員（以下「職員」という。）に対し、説明を求め、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 前項の規定により説明を求めた者は、第14条第1項本文に定める苦情の申出の期間を経過してもなお協議による解決が図られないおそれがあると認めるときは、当該期間を経過するまでに、当該苦情の申出の手続を行うものとする。

3 職員は、第1項の規定により説明を求められたときは、適切に説明し、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

4 第1項及び前項の規定の運用に当たっては、前3条に定める手続の行使を不当に制限しないように留意しなければならない。

附 則（平成14年5月31日制定）

(実施日)

1 この要領は、決定の日から実施する。

(適用区分)

2 この要領は、平成14年度以後に行う格付について適用する。

附 則（平成16年5月26日決定）

この要領は、決定の日から実施する。

附 則（平成18年5月30日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成18年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市公共工事指名競争入札有資格者格付要領（以下「改正後要領」という。）の規定は、この要領の施行の日以後に行われる格付について適用する。

3 改正後要領第3条の規定は、この要領の施行の前日に2以上の格付対象工事種別の格付をしている者については適用しない。

附 則（平成19年5月31日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成19年度以降に行う格付について適用する。

附 則（平成20年5月30日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成20年度以降に行う格付について適用する。

附 則 (平成21年3月27日決定)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成21年度以降に行う格付について適用する。

附 則 (平成22年5月25日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成22年度以降に行う格付について適用する。

附 則 (平成23年5月18日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成23年度以降に行う格付について適用する。

附 則 (平成24年5月22日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は、平成24年度以降に行う格付について適用する。

附 則 (平成26年8月20日決定)

この要領は、決定の日から施行する。